

四肢のリンパ浮腫治療用

弾性着衣などの療養費支給のご案内

支給要件

【支給対象者】

以下のいずれかの方が、医師の指導のもと弾性着衣^{※1}などを購入した場合。

- リンパ節切除^{※2}を伴うがんの手術を受けた後、四肢にリンパ浮腫を発症した方
- 四肢に原発性のリンパ浮腫を発症した方

【支給回数】

年2回までです。2回目の申請は1回目から6ヶ月^{※3}以上経過している必要があります。

【支給枚数】

1回の支給で、1部位ごとに2着までと決められています。

(注)申請窓口や自己負担の割当などは、所属されている保険者の事務所までお問い合わせください。

支給額

下記の金額を上限に、購入額から自己負担額を引いた金額が給付されます。

弾性ストッキング	28,000円 片脚用 25,000円
弾性スリーブ	16,000円
弾性グローブ	15,000円
弾性包帯 ^{※5}	上肢 7,000円 下肢 14,000円

※1 圧迫力が30mmHg以上(CCLクラス2以上)であることが条件ですが、装着指示書の特記事項に理由が記入されていれば20mmHg(CCLクラス1)でも構いません。

※2 鼠径部(そけいぶ)、骨盤部、腋窩部(えきかぶ)における。

※3 「弾性着衣等を購入した際の領収証」の日付を起算日とします。

※4 全額を一旦ご自分でお支払いください。

※5 医師の判断により、弾性着衣を使用できないとの指示がある場合に限りです。

申請に必要な書類等

- 弾性着衣等装着指示書(担当医が用意)
- 弾性着衣等を購入した際の領収証(原本)
- 健康保険証、印鑑、振込口座がわかるもの
- 療養費支給申請書(申請窓口などに設置)

申請から支給までの流れ

- ① 担当医に「弾性着衣等装着指示書」を書いてもらいます(原則無料)。
- ② 「弾性着衣等装着指示書」に基づいて商品を購入し^{※4}、「領収証」を発行してもらいます。
- ③ 保険者の事務所で申請します。
国民健康保険の方：役所
お勤めの方：協会けんぽ、健康保険組合など
「療養費支給申請書」に記入して、必要書類等と一緒に提出します。
- ④ 審査終了後、約2~6ヶ月後ご指定の口座に振り込まれます。

